

CGS研究会（第2期）報告書 「今後の検討課題」（案）

本研究会においては、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に関するもの以外に、今後の検討課題となりうるものとして、以下のような議論が行われた。

（上場子会社のガバナンス等）

- 支配株主のいるを有する上場企業（「上場子会社」）会社について、投資家から少数一般株主との利益相反リスクに対する懸念が示されているのは、欧米諸国米国及び一部の欧州諸国にあるような支配株主に対する事後的な責任追及等の制度的な裏付けがないことが根本的な問題であることは明確にしておく必要があるとの指摘意見があった。
- また、上場子会社のガバナンス強化の仕組みとして、独立社外取締役を中心に
対応していくことについては、独立社外取締役も支配株主に選任される立場にあるため、その支配株主からの独立性といっても限界があり、こうした対応が実質的に機能するのか疑問があるとの指摘意見もあった。
- さらに、少数支配株主と一般株主との利益相反の問題は、グローバルルールに合わせなければ結局は日本企業が不利になるので、究極的には法制化が必要であり、当面は実務指針による対応でよいが、その方向性は明示すべきであるとの意見もあった。
- これらの指摘に対しては、上場子会社の取締役や親会社の取締役に対する事後的責任追及や親会社等との利益相反取引の適法性に関する監査役等の監査・報告義務その他各種の開示制度がすでに運用されていることや、今回の実務指針による対応等も踏まえ、法制化も含め更なる措置が必要なのか、慎重に考える必要があるとの意見もあった。

その他、本実務指針に関する論点のうち、今回は時間の制約上十分な議論と精査が行えず、今後の深掘りが期待されるものとして、以下の通り。

(役員インセンティブ報酬のKPIの在り方)

- ESG投資やSDGs経営の広がりを受け、役員インセンティブ報酬に関するKPIとして、ESGやSDGs等のに関連する非財務指標をどのように取り入れていくかについて、今後も継続的に検討していくべきとの方向性を示すべきとの意見があった。

(監査役等の指名プロセス)

- 監査役等による監査の実効性を確保する観点から、その指名プロセスの客観性を確保するためのガバナンスの実務上の仕組みについても、検討する必要があるとの意見があった。

(上場基準の見直し)

- 親子間で利益相反取引が継続的に行われていれば、その企業価値が毀損され持続的な成長が困難となる。この問題にとどまらず、根本的な対応としては、持続的な成長をしていない会社が上場を維持できないような市場の規律が健全に働くよう、取引所における上場基準全般を厳格化することが必要であるとの意見があった。